

Jean-Jacques Laffont,

*Regulation and Development.*Cambridge: Cambridge University Press,
2005, xxiii+268 pp.くぼけんすけ
久保研介

ジャン＝ジャック・ラフォンは、産業組織論の理論および計量分析において多大な功績を残したフランスの経済学者である。2004年に他界するまでの数年間は、とくに開発途上国経済の分析に多くの労力を費やしていた。遺作となった本書は、公的規制の経済分析を開発途上国に応用した研究の集大成である。ラフォンのよく知られた功績のひとつは、その同僚のティロールらとともに、インセンティブ理論を公的規制の経済分析に導入したことである^(注1)。先進諸国で、自然独占によって特徴付けられる公共サービス産業（電力、ガス、通信、上下水道、ゴミ処分、公共交通など）の民営化と規制緩和が進展した1980年代、民間企業を主体とした新たな規制パラダイムの構築においてインセンティブ理論が援用された。ラフォンらの知的貢献が功を奏して成功した一連の規制改革は、1990年代以降は国際通貨基金および世界銀行の後押しのもと、ラテンアメリカ諸国をはじめとした開発途上国にも導入された。このように移植された先進国型の規制改革が、途上国で成功したケースも存在しないわけではない。しかし、公共サービスを引き受けた民間企業が必要以上に大きな利潤を獲得しているという批判が聞かれるなど、改革の「失敗」が屢々指摘されるようになる^(注2)。また、公共サービス供給について政府と民間企業の間で締結された契約が再交渉されるケース、あるいは途上国政府が民間企業による契約履行を強制できない事例なども報告されている^(注3)。本書が提供しているのは、規制改革が期待通りの結果を生まな

ったこれらのケースにおいて、何が起こったのかを理解するための理論的フレームワークである。

本書には2つの特徴がある。第1に、すべての理論分析は「逆選択」が内在するプリンシパル・エージェント・モデルを基本とする^(注4)。この「基本モデル」は以下のような状況を描写している。プリンシパル（この場合は規制当局を利用する政府）はエージェント（公共サービス事業を実施する民間企業）に効率的な生産を行わせるよう努めるが、その一方でエージェントが獲得する「情報レント」の大きさを抑えなければならない^(注5)。そこには、企業に効率的な生産を行わせようとするほど、情報レントが肥大するというトレードオフ関係が存在する。このトレードオフ関係が、途上国の経済環境下でどのように形を変えるかが、本書の中心的な問題意識である。また、ユニバーサル・サービス義務や規制システムの設計など、公共サービス産業特有の問題も、基本モデルを発展させることで分析する。

本書の第2の特徴は、開発途上国を特徴付ける理論的変数の規定である。公的資金調達の高コスト、汚職の容易性、政府の資金制約、およびその他途上国に固有と思われる属性が、主要変数として理論モデルに取り込まれている。それらの変数について比較静学分析を行うことにより、途上国における公共サービス産業規制の問題点を巧みに洗い出している。一部の章ではこれらの主要変数を実在データで顕し、理論的含意を実証している。

本書所収各章のなかには、ラフォンの単著あるいは共著論文として学術誌上で既刊のものも含まれるが、これらを単行書として纏めることの相乗効果は大きい。本書の構成は以下のとおりである。

- 第1章 公的規制にかかわる諸問題の概観
- 第2章 情報レント最小化と効率性のトレードオフ関係
- 第3章 民営化に関する実証的理論
- 第4章 公的規制の履行強制と経済開発
- 第5章 途上国におけるアクセス価格設定

| | |
|-------|----------------------|
| 第 6 章 | 途上国におけるユニバーサル・サービス義務 |
| 第 7 章 | 途上国における公的規制制度の設計 |
| 第 8 章 | 規制権限の分離と経済開発 |
| 第 9 章 | 結語 |

第 1 章では、公共サービスの規制を考えるための経済学的アプローチを概観したうえで、開発途上国に特有な諸問題を挙げている。残りの他章は、これらの問題意識をひとつずつ論理的に検討していくものである。

第 2 章は、公的規制の経済分析へのインセンティブ理論の適用を分かりやすく説明している。同章の基本モデルを理解することにより、後続各章のより複雑なモデルが身近なものとなるであろう。基本モデルからは、次のような含意が得られる。公的資金の調達が困難であり、会計制度が未整備な途上国では、先進国のような強いインセンティブ効果を狙った規制体系は利用すべきではない。規制改革を最初に実施した途上国では、規制当局が強力なインセンティブ効果を狙いすぎたため、民間企業に過大な利潤が与えられたと考えられる。

第 3 章は、利己的な為政者を想定した場合の民営化を扱っている。理論モデルからは、汚職の度合と民営化の発生頻度の間には逆 U 字型関係が存在するという興味深い結論が得られ、データによって検証されている。また、民営化が社会的に望ましくない場合においても、それが行われるという理論的可能性が示唆される。

契約履行の不完全強制を扱った第 4 章のモデルでは、企業のタイプが明らかになる前に、政府と民間企業の間でサービス供給の契約が結ばれる。契約締結後に企業タイプが高コストであると判明した場合に、政府が企業に対して負のペイオフを強いることができないという仮定に、契約履行の不完全強制が現れている。同仮定の下では、契約履行強制に向けた政府支出額と経済開発の水準が、逆 U 字型関係にあることが示される。

第 5 章では、上流と下流の 2 部門からなる公共サービス産業において、片方の部門に競争を導入した

場合のアクセス価格設定を検討している。例えば電力産業の規制緩和においては、発電部門と送配電部門を垂直分離し、前者に競争を導入する一方で後者を自然独占として継続させる場合が多い。本章の分析によると、生産コストの観察が困難な途上国では、アクセス価格に関する規制手段は公正報酬率規制よりもプライスカップ規制のほうが望ましい^(注 6)。

第 6 章が対象とするユニバーサル・サービス義務は、電力や通信において多額なインフラ投資を必要とする途上国が今まさに直面している課題である。規制対象企業によるネットワーク投資を考慮したモデルからは、公共サービス価格を都市・農村間で均一化させる政策はインフラ投資を減退させるという結論が導出される。

第 7 章は、欧米先進国における規制制度の歴史的形成を描写し、そこから今日の途上国に向けた含意を引き出している。公的規制に関する地方分権のあり方の検討においては、限定合理性を仮定することにより、地方分権のメリットを明らかにしている。

引き続き規制制度の設計を扱った第 8 章では、複数の独立した規制当局を設置することの望ましさを検討している。民間企業と規制当局の間の共謀が容易な途上国経済においては、規制権限を 2 つ以上の機関に分離することが望ましいと論じている。

結びの第 9 章は、途上国の公的規制という分野において、今後追求すべき研究の形を述べている。政策的処方箋の根拠たりうる、より一般的な理論モデルの構築、および詳細なデータを用いた実証研究の必要性が強く訴えられている。

世界銀行のフランソワ・ブルギニョンが本書の序文で述べているように、ラフォンは開発途上国の貧困削減努力において、公共サービス産業の適切な規制が中心的役割を担うと信じていた。その信念に違ふことなく、本書の目的は途上国における公的規制の改善に貢献することである。しかし本書に、「正しい規制の仕方」といった処方箋を求めることはできない。かような実用的アドバイスは、他の出版物

から得ることができる^(注7)。むしろ本書の価値は、途上国における規制改革が期待通りの結果を生まなかった理由を、理論的に探求している点に見いだされる。汚職や税制の不備による公的資金調達への難しさなど、途上国経済にはびこる問題点が規制改革の実施を阻んでいることを、説得力をもって示している。

途上国研究に向けた本書の貢献は、2つ挙げられるだろう。第1に、先進国で成功した公的規制の体系やルールをそのまま途上国に適用することに対し、本書は警鐘を鳴らしている。安直な制度移植の危険性は、途上国民や実務家が既に身を以て経験しているが、本書の経済モデルがこれを初めて理論的に整理したと言える。本書の第2の貢献は、途上国で望ましい公的規制が実現できないことの原因が、汚職や税制の不備などにあると結論づけた点である。税制や公務員制度など基礎的社会的制度の未整備が、途上国の経済開発を阻んでいるという見方そのものは新しくはない。しかし本書の功績は、社会制度と経済開発を結ぶ複雑なメカニズムの一端を、公共サービス規制という側面において明らかにしたことであろう。

(注1) インセンティブ理論とは、経済的誘因のあり方と企業や個人の行動を関連づける分析フレームワークである。Laffont and Tirole (1993) は、インセンティブ理論を公的規制に応用した金字塔的著作である。

(注2) たとえば Estache and Rodriguez-Pardina (2000) を参照。

(注3) Basañes and Willig (2002) および Laffont (2003) を参照のこと。

(注4) 「逆選択」とは、エージェントに複数のタイプ 例えば「低コスト企業」と「高コスト企業」という2タイプ が可能であり、実際のタイプがプリンシパルによって観察できない場合に発生する問題を指す。

(注5) 「情報レント」とは、低コスト企業が、高コスト企業になりすますことを防ぐ目的で、規制当局が低コスト企業に許容する利潤を指す。

(注6) 公正報酬率規制とは、資本に対する適正な報酬率を勘案して公共サービス価格を設定する規制手段である。それに対し、プライスカップ規制はサービス価格の上限を設定することで、企業のコスト削減努力を誘発する。

(注7) たとえば Guasch and Spiller (1999) は、公正報酬率規制やプライスカップ規制などの実務を解説すると同時に、ラテンアメリカおよびカリブ海諸国における規制改革の経験を述べている。

文献リスト

- Basañes, Federico and Robert Willig eds. 2002. *Second-Generation Reforms in Infrastructure Services*. Washington, D.C.: Inter-American Development Bank.
- Estache, Antonio and Martin Rodriguez-Pardina 2000. "Reforming the Electricity Sectors in the Southern Cone: The Chilean and Argentine Experiments." In *Regulatory Policy in Latin America: Post-privatization Realities*. ed. Luigi Manzetti. Coral Gables: North-South Center Press.
- Guasch, J. Luis and Pablo Spiller 1999. *Managing the Regulatory Process: Design, Concepts, Issues, and the Latin America and Caribbean Story*. Washington, D.C.: World Bank.
- Laffont, Jean-Jacques 2003. "Enforcement, Regulation and Development." *Journal of African Economies* 12, supplement 2: ii193-ii211
- Laffont, Jean-Jacques and Jean Tirole 1993. *A Theory of Incentives in Procurement and Regulation*. Cambridge, Mass.: MIT Press.

(アジア経済研究所開発研究センター)